

あおもり水道だより



★★★★ トピックス ★★★★★

- P1 平成30年度青森市水道事業の主な事業
平成30年度青森市水道事業会計予算
- P2 水道管の現状と更新の推進
- P3 水道水の水質検査について
- P4 給水装置・貯水槽水道について
給水装置の工事について
- P5 堤川浄水場見学のご案内
水源保護区域での制限行為には許可が必要です！
- P6 水道メーター検針時のお願い
水道料金等のお支払い方法について
- P7 引越し（転入・転出）の手続きはお早めに
2018あおもりウォーターフェアを開催しました
お問い合わせ先一覧

【下湯ダムと堤川浄水場】

昭和56年に完成した堤川浄水場は、堤川上流の下湯ダム（左上・右上写真）の放流水を水源とし、現在では施設能力61,000立方メートル/日で、主に青森地区南西部に配水しています。

原水を薬品で凝集沈殿処理し、濁りなどを除去した後、1日120メートルの速度でろ過する急速ろ過方式を採用しています。



青森市水道キャラクター
「しずくちゃん」

◆ 平成30年度青森市水道事業の主な事業 ◆

平成24年3月に策定した「青森市水道経営プラン」に掲げる基本理念「真の豊かさをもたらす水環境」の実現を目指し、次の5つの柱を中心に各種事業をすすめています。

安定した給水の確保

- ①漏水対策事業**
配水管及び毎戸の漏水調査を実施し、漏水の早期発見に努めます。
- ②老朽塩化ビニル給水管改修事業**
塩化ビニル給水管の一部をポリエチレン管に改修し、漏水の抜本的解決を図ります。
(今年度は千刈地区及び石江地区)
- ③横内浄水場北系沈殿池等更新事業**
老朽化した浄水施設のうち、砂などを沈殿させる沈殿池と塩素を注入する塩素混和池を更新します。

良質でおいしい水の供給

配水管整備事業
老朽管の布設替えを行い、水質劣化や漏水を防止します。(整備延長 11,015m)

環境への配慮

資源リサイクルの推進
浄水処理過程で発生する汚泥や脱水ケーキを有効利用します。

災害に強い水道の構築

- ①基幹耐震管路整備事業**
大規模地震のとき、基幹となる配水管の損傷を最小限にとどめ、市民生活に影響を及ぼす減断水などの発生を抑えるため、基幹管路の耐震化を図ります。(整備延長 2,880m)
- ②幸畑団地ポンプ所発電機自動始動装置取替事業**
老朽化した幸畑団地ポンプ所発電機の自動始動装置を取り替え、災害時に備えます。
- ③災害対策用資機材備蓄事業**
災害対策用資機材の効果的な備蓄を図ります。
(給水タンク 1基)

経営基盤の強化

広報活動事業
市民の皆さまに、水道部の施策や事業を積極的に情報提供します。「あおもり水道だより」発行、「あおもりウォーターフェア」開催、PR用ペットボトル水「ブナの雫」製造

◆ 平成30年度青森市水道事業会計予算 ◆

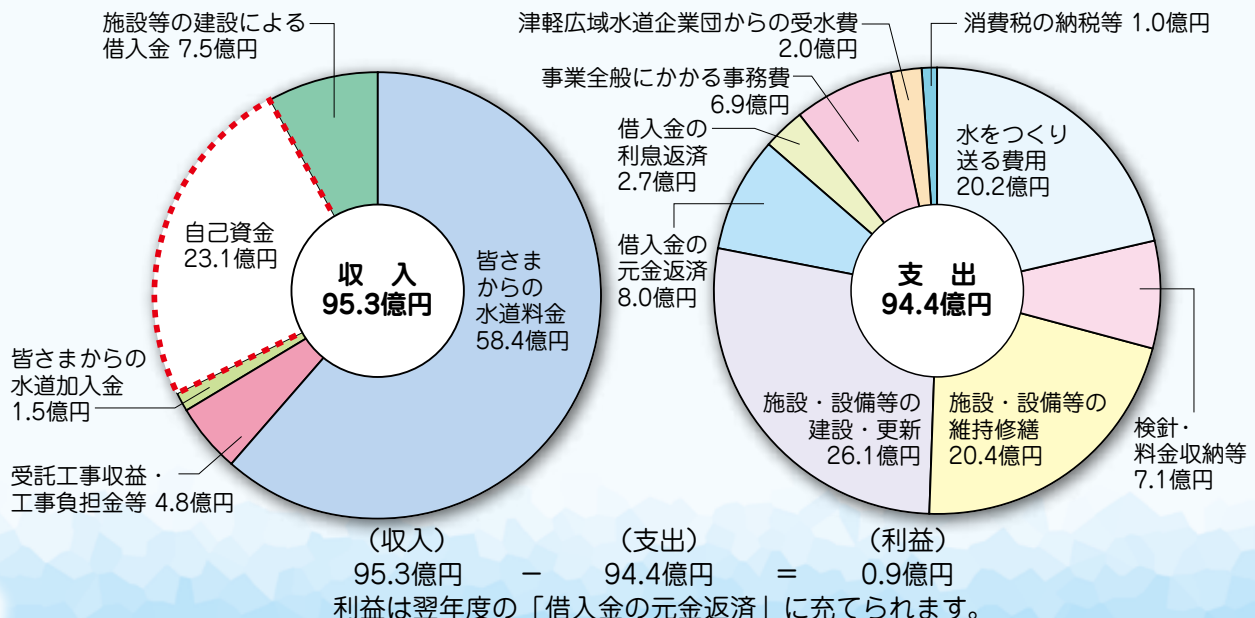
水道事業は、市民の皆さまからの水道料金により経営しています。

近年、水道水の使用量が年々減っているため、水道料金収入も減少していますが、老朽化した施設の更新や災害対策などのため、今後も多額の費用が見込まれています。

このような中、平成30年度の予算規模は前年度に比べ、1.5%減(金額では1億4,353万円減)の94億4,181万円となりました。

今後も一層効率的な経営を行っていくため、緊急性や重要性の高い事業に優先して取り組んでいきます。

平成30年度予算内訳



◆ 水道管の現状と更新の推進 ◆

水道管の現状

本市の水道は、明治42年の通水開始以来100年以上の歴史があります。これまで順次古くなった水道管を新しい水道管に取り替えています。高度経済成長期に急速に整備された水道管の老朽化が徐々に進んできています。

老朽管が増えると、破損による漏水や濁り水の発生が多くなることや、地震などの災害時には老朽管の破損や分断により、市民生活へ支障をきたしたり、災害復旧にも多大な時間を要することとなるため、水道管の更新は大変重要です。

水道管更新の推進

このため、今年度も水道部では以下の事業を推進し、古い水道管を地震に強い新しい水道管に取り替える工事を市内全域で実施します。

工事期間中は、作業機械による騒音や交通規制による渋滞、また、一時的な水の濁りや断水が発生することもあります。

市民の皆さまには、ご不便、ご迷惑をお掛けすることとなりますが、将来も安全・安心な水道水を、安定的にお届けしていくために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【平成30年度水道管更新事業】

①配水管整備事業

漏水事故や水質の低下を防止するために、古い水道管を地震に強い水道管に取り替えたり、水道管内の水の流れが良くなるように整備します。

②基幹耐震管路整備事業

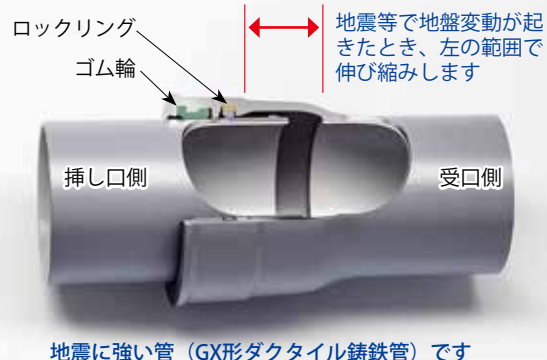
地震災害が発生した時に、速やかな応急給水と各浄水場からの水の相互融通を行うため、主要な水道管を地震に強い水道管で整備します。



地震に強い水道管をご紹介します

★ダクティル^{ちゅうてつかん}鋳鉄管（耐震継手）

本市で整備している水道管のうち、水道管の口径が75mm以上のものは、主にダクティル鋳鉄管（耐震継手）を使用しています。水道管のつなぎ目に伸縮性があり、地震時の地盤変動に対しても、水道管が鎖のように動き、抜けにくい構造になっています。



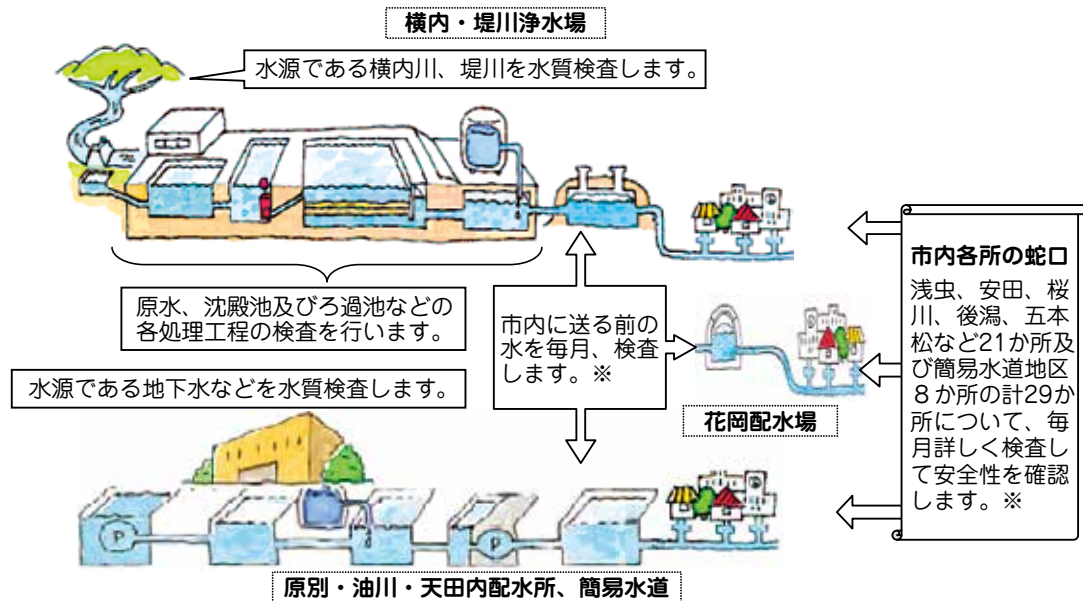
◆ 水道水の水質検査について ◆

平成30年度水質検査計画の概要について

水道部では、お客さまが水道水を安全に安心してご利用いただけるよう、水質検査項目及び検査頻度とその方法や検査の信頼性に関する取組などについて、毎年水質検査計画を策定し公表しています。

この計画に基づき、水道水が水質基準に適合し安全であることを確認するとともに効果的・効率的な水質管理を行い、高い品質を維持しています。

水質検査計画における検査地点の概要



※ 市内に送る前の水や各地区の蛇口の水は、毎月行う詳しい水質検査の他に、色・濁り・消毒用塩素の残留状況を毎日調べています。(市内各地区の蛇口の毎日検査箇所は36か所)

シリーズ「水質基準って何？」

～水質検査で使われる「単位」についてご紹介します～

水道水の水質基準項目は平成30年4月現在で51項目ありますが、多くの水質基準値で、【mg/L (ミリグラムパーリットル)】という単位が用いられています。例えば、「亜鉛及びその化合物」の基準値は1mg/L以下ですが、【mg/L】とは、水1L中に含まれる「亜鉛及びその化合物」のミリグラム数を表します。



塩1粒の重さは、およそ0.1mgですので、1mg/Lは1Lのペットボトルの水に塩10粒分(1mg)を溶かしたときの濃度となります。

また、カビ臭の原因物質である『ジェオスミン』や『2-メチルイソボルネオール』の基準値は、0.00001mg/L以下であり、6畳間(高さ2.1m)の部屋いっぱいの水に塩2粒分(0.2mg)を溶かしたときの濃度となります。

$$1\text{mg/L} = \begin{array}{c} \text{し} \\ \text{お} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{1} \\ \text{L} \end{array}$$

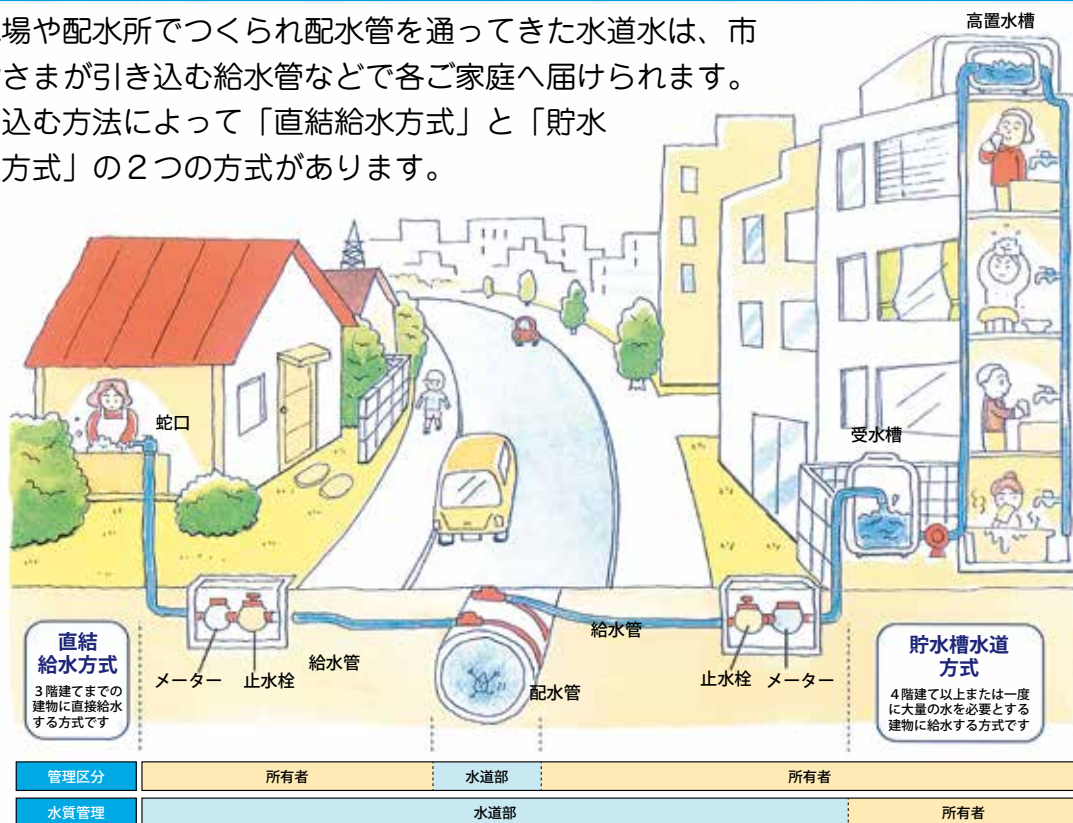
10粒

水質検査は水質基準に適合した安全な水道水であることを確認するため、いろいろな分析機器を使用し、水道G L Pなどの外部認証機関による検査精度の認定を受けることによって、検査精度の確保に努めています。

◆ 給水装置・貯水槽水道について ◆

浄水場や配水所でつくられ配水管を通ってきた水道水は、市民の皆さまが引き込む給水管などで各ご家庭へ届けられます。

引き込む方法によって「直結給水方式」と「貯水槽水道方式」の2つの方式があります。



給水装置はあなたの財産です

道路の下の配水管から各家庭に引き込む給水管や蛇口などの給水装置は、お客さま（所有者）の財産（水道メーターは除く）ですので、給水装置の適正な管理は、お客さまが行う必要があります。

なお、給水管からの漏水が、道路内や一般住宅地内（配水管から水道メーターまで）で発生し、漏水の原因が給水管の老朽などやむをえないものであれば、水道部が漏水解消を目的に修繕する場合がありますので、施設課管路維持チーム（☎(017)777-4255）にご相談ください。

マンションやビルの水質管理

マンションやビルのように、受水槽や高置水槽を経て各ご家庭に水道水が給水される設備を総称して貯水槽水道といいます。

この管理は、法律や条例などにより、設置者（所有者）が行うよう定められています。

なお、水道部では、貯水槽水道の管理状況を把握するため、毎年12月から2月にかけて、設置者の皆さまへの調査を実施しておりますので、ご協力をお願いします。

◆ 給水装置の工事について ◆

給水装置の新設・改造・撤去・修繕の工事を行う際は、条例の規定により、青森市指定の給水装置工事事業者（指定業者）が行うことになっていますので、必ず指定業者にお申し込みください。

指定業者については、施設課給水装置チームにお問い合わせいただくか、青森市水道事業ホームページでご確認ください。

なお、指定業者によっては、見積りに料金がかかる場合がありますので、事前にご確認のうえ依頼してください。また、料金も指定業者ごとに異なりますので、十分な説明を受け、ご納得のうえ依頼してください。

施設課給水装置チーム
(017) 774-1234

◆ 堤川浄水場見学のご案内 ◆

堤川浄水場では、小学校などの団体や一般の方々を対象に施設見学を実施しています。青森市の水道のことや実際に安全でおいしい水道水ができるまでの過程について、ビデオを交えて職員が詳しく説明しながら、施設をご案内します。

(1) 一般的な見学例

堤川浄水場の見学内容	所要時間
☑ 青森市の水道について	15分
☑ 場内見学（屋内）	15分
☑ 青森市の水道紹介ビデオ	15分
☑ 質疑応答	5～10分
見学時間の目安	50～55分



青森市水道キャラクター「しずくちゃん」



(2) 期間など

期 間	土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く平日
時 間	午前9時から午後4時まで

※横内浄水場については、工事のため当分の間、施設見学は受け付けておりませんのでご了承ください。

(3) お申し込み方法

事前に電話での予約が必要です。下記お申し込み先へ直接お申し込みください。（予約状況により、見学日時のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

所在地	電話番号	施設の特徴
青森市大字野沢 字稲荷沢58-4	(017) 739-5242	酸性の河川水を水源とする急速ろ過方式の浄水場で、本市最大の施設能力を有する、屋内施設です。

◆ 水源保護区域での制限行為には許可が必要です! ◆

本市では、市民の宝物である安全で良質なおいしい水を将来にわたり安定的に供給するため「青森市横内川水道水源保護条例」を制定し、行政、市民及び事業者などが一体となって横内浄水場の水道水源を守ることとしています。

【条例の特徴】

- 条例が指定する水源保護区域内での汚水等を発生させるおそれのある行為については、個人、事業者を問わず、全て許可が必要です（一部例外あり）。
- 無許可行為、許可内容に反する行為などをしたときは、懲役や罰金といった罰則を伴います。

【許可が必要な行為】

- 汚水等の発生原因となる建築物やその他の工作物を設置する行為（建築物の改築、増築などを含む）
- 宅地造成、土地の開墾、木竹の伐採、その他土地の形質を変更する行為
- さく井（井戸を掘ること）などの行為

さらに、市内に点在する他の水道水源についても「青森市水道水源保護指導要綱」により、同じく保護しています。詳しくは、青森市水道事業ホームページでご確認ください。



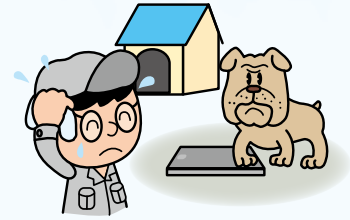
総務課財産チーム
(017) 734-4201

◆ 水道メーター検針時のお願い ◆

毎月の水道料金等は、検針員が水道メーターにより計量した使用水量をもとに算定します。

検針の際の妨げとなりますので、メーターボックスの上には障害となる物（車・積荷など）を置かないように、ご協力をお願いします。

また、犬小屋なども離れた場所に設置してくださるようお願いいたします。



◆ 水道料金等のお支払い方法について ◆

水道料金等は、次のいずれかの方法でお支払いください。

◎ 納入通知書によるお支払い

毎月末頃にお届けする「水道料金・下水道使用料等納入通知書」をご持参のうえ、納入期限までに指定の納入場所（※1）でお支払いください。

【納入期限】 検針した月の翌月15日（休日等の場合は翌営業日）

（※1） 指定の納入場所

青森市内に本・支店のある金融機関（ゆうちょ銀行除く）、コンビニエンスストア、水道部窓口（営業課・浪岡事務所上下水道課）です。

（詳細は、納入通知書の裏面をご覧ください。）

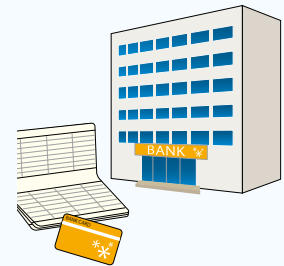


◎ 口座振替によるお支払い

口座振替の手続き（※2）をすることで、お客さまに代わって金融機関の口座から毎月自動的に振替します。

【定例振替日】 検針した月の翌月10日（休日等の場合は翌営業日）

定例振替日に残高不足により振替できなかった場合には、検針した月の翌月25日（休日等の場合は翌営業日）に再度振替します。



（※2） 口座振替の手続き方法

「領収書」又は「使用水量のお知らせ」・「預貯金通帳」及び「お届け印」をご持参のうえ、お客さまの口座のある金融機関窓口へお申し込みください。

青森市内に店舗がある金融機関であれば、全国いずれの店舗の口座でもご利用いただけます。

なお、口座振替のお申し込みは、水道部窓口（営業課・浪岡事務所上下水道課）でも受け付けてしています。

◆ 口座振替ご利用可能な金融機関 ◆

青森銀行・みちのく銀行・みずほ銀行・秋田銀行・北日本銀行・岩手銀行・青い森信用金庫・東北労働金庫・青森県信用組合・商工組合中央金庫・青森農業協同組合・青森県信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行



営業課 (017) 734-4281・浪岡事務所上下水道課 (0172) 62-1143

◆ 引越し（転入・転出）の手続きはお早めに ◆

基本料金は使用開始日・使用中止日によって日割り計算しますが、手続きをされないと日割り計算ができませんのでご注意ください。



転入時（使用開始）の手続き

入居先にある「水道使用開始申込書」に水道使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日などをご記入のうえ、投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は営業課へご連絡ください。浪岡地区については、浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

また、転入の手続き後「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。



転出時（使用中止）の手続き

次の事項について営業課又は浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

《ご連絡いただく事項》

水道使用者氏名・お客さま番号・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法など



営業課 (017) 734-4281 ・ 浪岡事務所上下水道課 (0172) 62-1143

◆ 2018あおもりウォーターフェアを開催しました ◆

6月2日（土）青森県観光物産館アスパムにおいて開催し、多数ご来場いただきました。



オープニングセレモニーでのテープカット



ペンギンズお笑いライブ（ステージイベントも盛りだくさんで開催しました。）



災害対策関係コーナーなど（関係団体の皆さまにもご協力いただきました。）



ウォーターサバゲー（子どもから大人まで、楽しく対戦しました。）

お問い合わせ先一覧

項目	お問い合わせの内容	担当課チーム名	電話番号
料金関係	水道の使用開始・終了など（転入・転出）	営業課各チーム （検針・収納・業務管理）	(017) 734-4281 (017) 734-4202
	料金の確認、料金の支払い（口座振替・納付書払）		
	★浪岡地区については	上下水道課水道チーム	(0172) 62-1143
給水装置関係	蛇口などの給水装置の新設・改造、水道加入金など	施設課給水装置チーム	(017) 774-1234
漏水関係	公道で水が漏れている場合など	施設課管路維持チーム	(017) 777-4255
	宅地内で水が漏れている場合など	施設課給水装置チーム	(017) 774-1234
水源保全関係	横内川水道水源保護条例・水道水源保護指導要綱に関する事前協議など	総務課財産チーム	(017) 734-4201
水質関係	水道水の水質	横内浄水課水質管理チーム	(017) 738-6507
ホームページ	青森市水道事業HP	「青森市水道事業」で検索してください	
下水道関係	下水道使用料、農業集落排水施設使用料に関すること	環境部下水道総務課 水洗化普及チーム	(017) 752-0029
	★浪岡地区については	上下水道課下水道チーム	(0172) 62-1159

「水道だより」についてご意見や感想などは、水道部総務課までお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野 1 丁目 2 番 1 号 電話 (017) 734-4201 FAX (017) 774-4913
E-Mail : josui-somu11@city.aomori.aomori.jp